

第2章 ハンドブックができるまで

「市民協働のまちづくり」のスタート

帯広市が目指すまちの姿や、その実現に向けた取り組みを定めたまちづくりの基本となるのが、「総合計画」です。総合計画は社会経済情勢や市民意識の変化など、その時代に合わせたまちづくりの指針とするため、10年ごとに策定しています。

平成12年度からの10年間の計画として策定した「第五期帯広市総合計画」において、地域の特性や可能性を生かし、市民が夢と誇りを持って理想のまちづくりがすすめられるよう、「市民協働のまちづくり」を初めて位置付けました。

この計画では、「まちづくりの担い手は、一人ひとりの市民であり、まちづくりは、市民の主体的な取り組みと責任によりすすめられなければならない」とする、地域の自主・自律の視点を基本に、市民の主体性を重視し、市民参画と積極的な協働によるまちづくりをすすめることを示しています。

まちづくり活動実践者からの提言と方針の決定～市民協働指針～

市民活動をさらに充実させ、市民協働のまちづくりをすすめるため、さまざまな分野で活動する27名の市民からなる「市民活動サポート検討委員会」による約2年間の協議や検討がなされた結果、平成15年3月、同委員会から提言を受けました。

提言書では、市民活動の意義や推進の考え方を明確にするとともに、「まちづくりは行政任せではなく、市民が主体となって進める必要がある」とされており、協働のまちづくりの推進を担う若手職員24名による素案策定作業などを経て、平成15年12月に、市民協働をすすめるうえでの基本理念を定めた「帯広市市民協働指針」（以下、「指針」）を策定しました。

帯広市まちづくり基本条例の施行

市民協働の意識や取り組みの定着と高まりを踏まえ、さらに市民協働のまちづくりをすすめるため、条例の制定に向けた検討を進め、平成19年4月、市民・市長・市職員それぞれの役割や市民参加のルール、市の仕事の進め方など、「まちづくりに対する市民と行政の基本的ルール」を定めた「帯広市まちづくり基本条例」（以下、「条例」）を施行しました。

分かりやすく伝えるために

～協働・連携ハンドブック（市民協働の取り組み方針）～

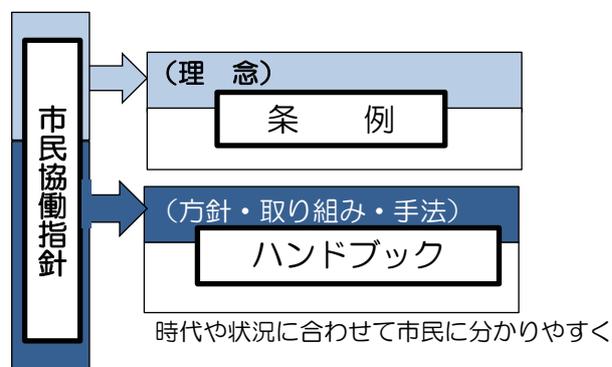
条例の制定により、指針で定めていた協働の理念は条例に受け継がれました。一方で、指針に記述されている協働の方策や手法などについて、今般、庁内点検や市民活動団体へのアンケートを行った結果、時代や状況に応じた整理をしながら継続して取り組み、協働の実践に必要な情報をよりきめ細かく伝えることが必要であると考えました。

こうした経過から、より分かりやすく伝えるかたちとして指針を見直して、このハンドブックを作成しました。

このハンドブックでは、「まちづくり基本条例」に基づき、市民や企業

等と行政とが協働の事業を進めるため、取り組みの基本的な方針を示すとともに、知っておくべき共通のルールや手法を掲載しています。

ぜひ、協働のまちづくりをすすめるための「ガイド」としてご活用ください。



帯広市で現在取り組まれている協働・連携取り組み事例は、31ページ以降で紹介しています！

